

第12回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年3月20日（火）12:59～15:06
2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、長谷川幸洋
（専門委員）有路昌彦、中島昌之、花岡和佳男、本間正義、渡邊美衡
（事務局）窪田次長、福島次長、佐脇参事官
（説明者）共立製薬株式会社：
開発本部開発2部次長兼ワクチン3グループ課長 高野氏
共立製薬株式会社：
開発本部開発2部ワクチン3グループアシスタントマネージャー 福田氏
東町漁業協同組合：山下参事
一般社団法人全国まき網漁業協会：成子副会長理事

4. 議題：
（開会）
 1. 製薬事業者からのヒアリング
 2. 水産養殖事業者からのヒアリング
 3. 沖合・遠洋漁業団体からのヒアリング（閉会）

5. 議事概要：

佐脇参事官 それでは、第12回「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めます。

原座長代理、林委員、泉澤専門委員、下芋坪専門委員は、本日、所用により御欠席です。

大田議長、金丸議長代理に御出席いただいております。

花岡専門委員は、遅れて到着される見込みでございます。

それでは、ここからの進行は、野坂座長にお願いいたします。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

まず、議題1として、製薬事業者からのヒアリングを行います。

本日は、共立製薬株式会社より、開発本部開発2部次長の高野様、同じくアシスタントマネージャーの福田様にお越しいただきました。

共立製薬株式会社は、魚類を含む動物向けの医薬品、ワクチンの開発及び製造を行って

おります。

今回は、これら医薬品やワクチンの開発と実用化に当たった課題と、水産業の成長産業化に向け、同社が期待する水産行政の在るべき姿についてお話をいただきます。

それでは、10分程度で御説明をお願いいたします。

○福田アシスタントマネージャー 御紹介にあずかりました、共立製薬で魚の、主に水産用医薬品の開発を担当しております福田と申します。よろしくをお願いいたします。

初めに、簡単ですが、弊社の事業概要について御説明申し上げます。

弊社、共立製薬株式会社は1955年に設立いたしております、事業内容は、犬、猫、鶏、豚、牛、馬、そして魚の対象動物の医薬品を取り扱っております。製造、販売、あるいは輸出及び輸入を行っております。主な製品種は、これら動物のワクチン、代謝性医薬品、抗生剤等の一般薬、診断用の医薬品、食事療法食や飼料添加剤等を取り扱っております。

製品開発の拠点といたしましては、茨城県のつくば市に拠点を設けておりまして、開発を行っております。なお、製造の拠点としては、国内3カ所、つくば市、埼玉、広島に工場がございます。

次のページをお願いいたします。弊社の水産用の製品の一覧をお示ししております。水産用の医薬品及びビタミン剤等の製品を取り扱っております。特に弊社のほうは、水産用のワクチンの開発、製造販売に力を入れておりまして、ブリ、カンパチなどのブリ属魚類、ヒラメ、マダイ等、重要な養殖対象種のワクチンを製造販売しております。

続きまして、次のページですけれども、現在、国内ではヒト用の薬剤、ヒトの分野におきまして、薬剤耐性菌の蔓延が問題視されております。これは国内のみならず世界的に蔓延が問題視されております。国内では承認済みの抗生剤が多数ございますけれども、近年、ヒト用の医薬品として用いられている抗生剤の使用を控えるべきだという動きが世界的に高まっておりまして、特に国内の養殖魚では、輸出用に養殖しております魚類におきましては、WHOにより指定された薬剤は使用しないしてほしいという動きが高まっております。特にエリスロマイシンやアンピシリン等、ブリ属魚類で重要な抗生剤の使用を控えるという動きの高まりがあります。

このような動きもあり、国内では農林水産省が主体となって、水産分野の主な取組といたしまして、スライドに書いていますけれども、養殖業者、自治体担当者を対象とした講習会、研修会の実施、あるいは養殖魚に抗生剤を使用する際の、専門家による指導体制の強化、また、水産分野における薬剤耐性に関する動向の調査や監視を強化されております。抗生剤の使用を控える動きと並行いたしまして、水産用ワクチンの開発・使用の推進も取り組まれております。

次のスライドですけれども、水産用ワクチンの開発・使用の推進をする理由といたしまして、グラフをお示ししております。2000年代に入りまして、特にブリ属魚類においてワクチンの使用が高まっておりますが、その2000年代以降、抗生剤の使用がかなり減ってきております。これはワクチンの普及とリンクしているものと考えられます。このように水

産用ワクチンの開発と普及は、世界的な高まりを見せている抗生剤の使用を軽減するという動きに沿うものであると考えられ、水産用ワクチン、新しいワクチンの開発促進と早期普及が求められると考えております。

次のページは水産用ワクチンの開発から認可までの大まかな流れをお示ししております。弊社のほうで水産用ワクチンの承認取得のための申請書を提出しまして、農林水産省並びに食品安全委員会でもろもろの審議、検討を重ねまして、製造販売承認を得る。その後、販売ができるという仕組みになっています。

次のページは水産用ワクチンの開発にかかる開発期間について示しておりますが、最初の養殖現場からの需要調査から始まりまして、トータルで5年ほど開発期間がかかりまして、ようやく5年後に製品としてお出しできるという状態になっております。特に申請するための必要な試験期間が約1年半で、申請後承認を取るために同じく1年半ほどかかりまして、トータルで3年ほどの試験期間並びに承認審査期間がございます。そこで、試験期間と承認審査期間の短縮の必要性を我々は感じております。ちなみに昨年、弊社で開発しました水産用ワクチンをシンガポールにおいて申請したところ、申請後約6カ月で承認取得ができました。

次のページにおきまして、新しいワクチンの開発促進、早期普及のための御提案を3つ提案させていただきます。

まずは1つ、先ほど申し上げましたけれども、開発期間の短縮。これは承認申請に必要な資料の見直しをする。特にほぼ全ての水産用ワクチンはヒトへの薬剤耐性や残留性リスクが少なく、かつ、安全性が高い不活化ワクチンでございますので、これらに関しましては、特に審議用データの見直しあるいはスリム化を提案させていただきます。

次に、申請後の審査期間の短縮です。こちらは電子ファイルを用いたやりとりで効率のよい審議を行う、あるいは審査人員の増員等により、審査期間をできれば申請後1年以内に短縮させていただければと考えております。

3番目ですけれども、これは厚生労働省がヒト用、人体用医薬品で制定された制度ですが、先駆け審査指定制度。つまり、重要であると考えられる製品におきましては、薬事承認に係る優先的な取扱対象品目として、早期上市をしていただくという対応でございます。できますれば、本制度を動物用医薬品あるいは水産用医薬品に絞りまして採用することを検討していただければと考えております。

次の御提案事項ですけれども、次のページに魚類防疫士認定枠の民間への拡大がございます。魚類防疫士という認定資格は、公益社団法人日本水産資源保護協会が管理、運営されている認定のものです。認定に際しては、高度な魚病の知識・技術研修が行われておりますが、現在のところ、国や地方自治体の水産試験場や魚病の専門的な方々、公的な団体所属者の方々にのみ与えられております。近年、養殖業界がかなり発展してきておりまして、民間企業の魚病に精通した担当者にもより高度な魚病の知識・技術が求められていると考えております。また、世界的な抗生剤の適切な取扱いという流れを踏まえまして、国

内におきまして、薬事法を中心とした関係法令の遵守を養殖現場に一層普及させることが急務であると考えております。

そこで、魚類防疫士認定枠の民間への拡大という御提案でございますが、技術的なものあるいは学術的な一定のレベルに達した者は、民間の担当者にも拡大していただけないかと考えております。特に餌の製造販売をしている会社あるいは弊社のような製薬会社、水産用医薬品を取り扱い、販売されている会社の中で、魚病関係で、魚病の対応をされている方々に対して拡大していただければと考えております。これによって、国、地方自治体の魚病専門の方々とともに民間養殖現場レベルで魚病の対応がより安定して、ひいては国内養殖産業の発展に寄与するものと我々は考えております。

続きまして、水産用ワクチンの接種指導の共通化を御提案させていただきます。現在、全国の水産用ワクチンの接種におきましては、各県、各自治体でワクチン接種指導が行われております。ワクチン接種を行う人たちは、それぞれの各県でその指導を受けまして、資格を取得して、初めてワクチンの接種が行えるという状況です。このワクチン接種指導が県ごとに実施されておりますけれども、一つ課題として挙がっておりますのは、県をまたいでワクチン接種を行う人が多数ございます。そういう場合、県ごとに同じような内容のワクチン接種の指導を受けないといけないということでもありますので、できれば国内で統一したワクチン接種の指導、受講の共通化をしていただければと考えております。

次に11ページをご覧ください。これは今年1月から施行されました水産用抗菌剤の使用申請書についてです。各県でまだ対応が、既に対応を実施済みの県もおられますし、対応が4月1日以降になっている県もございますけれども、養殖業者がこれらの水産用抗菌剤を購入する際に使用申請書を提出するのですが、それらの書類が県ごとにかなりばらつきがございまして、書類の内容が、複数の県で取り扱う大手の養殖業者あるいは水産用医薬品の販売業者が、なかなかその申請書の取扱いに苦労されているという声が上がってきております。

そこで、次の12ページに移りますけれども、このような現場の負担軽減をすることが目的及び各県の情報の統一化も重要であると考えておまして、それらの申請文書の共通化を希望いたします。また、申請書の記載方法でも、ある県におきましてはチェックリスト形式でかなり簡便に、かつ、確実に記載ができるものもありますし、1生簀ごとに記載するという非常に煩雑な作業を強いられているような申請書を義務付けられている県もおられますので、より簡便・確実な書式で共通化をしていただければと思います。

次のページが、その例といたしまして取り上げさせていただいた2種類の使用申請書の内容です。A県とB県では書式が大きく異なっておりまして、その内容も若干変わっております。

最後になりますけれども、御提案のまとめといたしまして、4つございます。1つは水産用ワクチン開発・使用の推進。2番目は魚類防疫士認定枠の民間への拡大。続いて水産用ワクチンの接種指導の共通化。最後に水産用抗菌剤の使用申請書の共通化となっております。

ます。

以上でございます。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 御説明どうもありがとうございました。大変詳細なで、具体的な内容にわたっておりまして、非常に分かりやすくお話をお伺いさせていただきました。3点の質問があります。

まず、1点目は、御提案という形で御紹介いただいた内容について、既に、例えば規制改革ホットラインへの提出のような形で、具体的に共立製薬としてアクションを取られていることがあるのかどうかということが最初の質問です。

2点目に、8ページ目に魚類防疫士認定枠の民間への拡大とありますが、これは今、現実、公的あるいは団体所属者のみに与えられているというのは、何か書かれたルールに基づくものなのか、運用として事実上こうなっているということなのか、その違いをお聞かせいただければと思います。

3点目に、5ページ目のワクチン開発の流れについてですが、真ん中の箱に農林水産省の動物医薬品検査所とありますけれども、下の薬事・食品衛生審議会は厚労省で所管されているものと考えてよろしいかということで、もしも御存知であれば、シンガポールで6カ月で認可された場合には、シンガポールで認可に関わった日本の省庁に該当するものはどういったものがあつたのかということをお教えいただければと存じます。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

野坂座長 今の3点について、お答えくださいますようお願いいたします。

福田アシスタントマネージャー 御質問ありがとうございます。

まず、最初の、これらの提案を具体的にその他のところで提案させていただいているかどうかに関しましては、現在のところ、弊社は同じような提案を他のところでさせていただいてはおりません。もしこれらの御提案を、このような機会ですらと検討させていただくのでありまして非常に嬉しく思うのですが、他の動物用医薬品協会とか、農林水産省のいろいろなヒアリングの機会等がございましたら、同様に、同じような内容を提案することも今後は考えております。

2番目の魚類防疫士の認定の基準に関しまして、弊社どもも具体的には承知しておりません。かつて水産庁長官からの通知で、魚類防疫士の認定に関する通知があつたと私は記憶しているのですが、実際に魚類防疫士になったことによって、どのような具体的な権限があつて、どのような公的な力といえますか、公的な実施する能力があるのかが定義されているのは、弊社のほうでは確認ができておりません。ただし、現実としては、各

県の水産試験場の魚病対策等で対応されている方々は、これらの認定を受けまして現場で指導的な役割を果たされているのが現実です。

3つ目のワクチン開発についてですけれども、当然農林水産省、食品安全委員会と申し上げましたが、最終的には厚労省との間でヒトへの影響等も審議いただいて、承認を得るという流れになっております。シンガポールのほうですけれども、AVAと呼ばれるシンガポール政府機関です。動物獣医の検疫機関、AVAという機関が全て動物用医薬品に関しては一括して審査、承認、管理をやっております。

渡邊専門委員 どうもありがとうございました。

野坂座長 大田議長、お願いいたします。

大田議長 大変具体的な御提案をありがとうございました。幾つか確認をさせていただきます。魚類防疫士は、水産試験場か漁協に勤めていなければいけないということですが、国家資格ではないのに、そのことはどんな形で規定されているのか。何に書かれているのかを教えてください。

私どもも、地方によって書式が違うことで企業の生産性を落としているという例については本会議で取り組んでいます。水産用ワクチン接種指導の受講証明登録や水産用抗菌剤の使用申請書といった書類は、農水省の通知で地方に委ねるとされているのか、それとも地方が独自にやるような形になっているのか。また、農水省が共通した様式を作って自治体に指示することができるのか、御存知でしたら教えてください。

福田アシスタントマネージャー 最初の御質問ですけれども、魚類防疫士の記載の箇所ですね。申し訳ございません。弊社のほうでは、今、明確にお答えすることはできないですけれども、水産庁長官からの通知でその旨はかつて記載があったと確認はしております。その後、それに派生する様々な記載があるとは思いますが、明確に弊社のほうからお答えはできません。

もう一つ、ワクチン接種指導あるいは水産用抗菌剤の書式の共通化に関してですけれども、ワクチン接種の指導についてあるいは水産用医薬品の使用申請書についての通知に関しましては、農林水産省から通知がされております。ただ、ワクチン接種指導の内容に関しましては、各自治体に委ねられていると私どもは理解しております。各自治体で条例等が具体的にどのような内容になっているかまでは、弊社のほうでは確認できておりません。

水産用抗菌剤の使用申請書に関しましては、農林水産省より、書式についてはウェブ上でも見られるのですけれども、具体的に書式は定められております。ところが、各自治体の事情により、それに準じたような流れで書式は独自に作ってもいいというように理解されて、自治体が新たに作られているというのは、実際に自治体の担当の方からお伺いしております。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

野坂座長 本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 魚類防疫士のことで、更にお伺いしたいのですけれども、まず、人数的に日本全国に何人ぐらいおられるのかということが1点。2点目は、この資格を取ったことによるメリットというか、資格を取った人たちは講習会を開くことが義務付けられてはいないと思うのですけれども、例えばこの資格を取ったことによって、他の人ができない何かができるのかということについて、お分かりであればお知らせください。3点目は、御提案の内容は、より多くの方が、そういう講習や技術研修を受けることができるというメリットを享受できるようにしたいと私は読んだのです。そうすると、防疫士なる資格ではなくて、むしろ誰でもその研修を受けられるような講習会の常設だとか、こういう形で資格を拡大するというのも一つですけれども、これと同等の知識を得られる場みたいなものをもっと拡大すればいいのかなと思っています。

もう一つ、それに関連して、この研修を行う費用は日本水産資源保護協会が出しているのか、あるいは参加者、資格を取りたい人から徴収して、講習料等々を取っているのか。つまり、資格を得るために何らかのコストがかかっているのか。その辺りを教えていただければと思います。

福田アシスタントマネージャー 現在の魚類防疫士の認定者につきましては、弊社のほうでは明確には把握できておりません。施行された当初は、かなり一度に、2～3年中に100人、200人規模で主に水産試験場の魚病に従事している方々が一斉に取られていたという記載は読んだことがございます。

魚類防疫士の資格取得による何らかの権利、権限に関しましても、実は、具体的に何か、例えば獣医師のように医薬品に関して処方箋が出せるとか、そのような権限があるとは確認ができておりません。あくまでも養殖業者から魚病対策について依頼があった場合に、自治体で担当する方々が魚類防疫士の認定を持っているというようなスタンスになっておりまして、だからといって、認定がなかったとしましても、ちゃんと専門的な知識を有する水産試験場の別の方々が対応されることもあると思います。

最近の動きなのですけれども、水産用抗生物質の使用の申請に当たりまして、各自治体が養殖業者に使用を許可あるいは使用を認めますという許可書を出すのですが、その際には各自治体、知事ですか、都知事あるいは県知事が認定した魚類防疫員、魚類防疫士ではなくて魚類防疫員というカテゴリーで、魚類防疫員あるいは専門性を有すると認められた者を指定して、その者が水産用医薬品の使用を認めるという流れになっておりまして、そこにも魚類防疫士という名前は認められませんので、特に権限があるというようには、確認はできておりません。

2番目におっしゃいました、魚類防疫士ではなく、あるいはその同等の魚病に関する知識・技術の修得を設けるということは非常に大賛成でございまして、そういうまとまった魚病対策に関する研修あるいは実務も含めた技術講習が、民間のほうではなかなか参加できないという現状がありますので、同等の、特に認定を受けるものではなくて、同じようなレベルで講習の開催、参加を民間の人たちにも開いていただければ、養殖産業に大変貢

献するものかと思っております。

この認定関係の事業予算に関しましては、詳細は存じ上げないのですが、水産資源保護協会のほうで予算立てはされているものと理解しております。

本間専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 金丸議長代理、お願いいたします。

金丸議長代理 ありがとうございます。全体をまとめて確認したいのですが、共立製薬の御認識としては、先ほどのお話によると、輸出なども考えると、養殖魚類に関する水産用医薬品使用の現状が大きく変化してきている。そういう中で、いわゆる抗生物質よりもワクチンへの有効性というか期待が高まっているので、ワクチンの開発・使用が推進されるべきである。そのためには、例えばシンガポールと比較して、期間の短縮と提出する書類のデジタル化、データのスリム化を御提案されているのですね。

お聞きしたいのは、防疫士です。養殖の現場の方々がそういう資格のある人を増やしてくれというのではなくて、共立製薬が増やしてくれと要求されるということは、医薬品の使い方や魚病の知識をもっと養殖の現場が持つべきであると思っていらっしゃる。共立製薬として漁場の担い手の方々に、教育をしようとする、あるいはどこかの地域でそういう研修をやらせようとする、漁師さんたちを集めることは可能なのか、どうなのか。それは漁協経由でないと集められないのか。漁協経由で行ったときには、防疫士は、そういう方もいらっしゃるでしょうから、その方を通じて以外、直接的には教育ができないのかというところをお聞きしたい。

それから、シンガポールのデータのスリム化の話があったので、具体的な期間は1年半と半年の違いがありましたけれども、データとか提出する資料のボリュームについては、どれくらいシンガポールは削減されているのかをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

福田アシスタントマネージャー 最初の御質問ですが、例えば魚類防疫士を弊社の担当者等が資格取得をした場合には、恐らく養殖業者に対する、魚病に関する知識あるいはワクチンの使用方法、抗生物質の正しい適切な使用方法に関して積極的に指導といたしますか、勉強会のようなものを開いてお話しすることは、かなり機会が増えるかなと思います。養殖業者にとっても、何らかの魚病に関する知識を有する者による勉強会はかなり興味を湧くと思いますので、そういう勉強会は活発化するのではなからうかと思えます。

魚類防疫士の認定の民間への拡大に関しましては、特に弊社のような製薬会社あるいは餌会社の担当者だけではなくて、養殖業者の方々が自ら認定を取って魚病対策を講じられるようなレベルアップも期待されるのではなからうかと思えます。特に各水産試験場が熱心に魚病指導はされていると思うのですが、養殖現場では、例えば今日病気が発生しまして、今日中には対策を採らないといけない。その場合にどうするか。そうであれば、適切な魚病診断、適切な投薬方法を、もし現場の養殖業者の方々が、既にその技術・知識を修得していれば、水産試験場の先生方とともに、より効率的に早く対策が打てて、適切

な投薬量もちゃんとした知識を持っていればできますので、適切な使用ということですね。そういうこともできますので、全体的な魚病対策のレベルは、現場レベルでかなり持ち上がるのが期待されるかなと思っております。

2番目のシンガポールにおける申請資料のボリュームですけれども、ざっとページ数で言いますと、ワクチンの種類によって大幅に異なると思うのですが、普通にざっと、A4のページでいきますと半分以下の資料になっております。一番シンガポール政府で重要な点と思われるのは審議の対応です。質疑応答の対応が基本的に電子メールで、文書の交換で、特に現地で何らかの調査会なりコミッティーを開く必要がなくて、電子メール上でのやりとりでかなり完遂するというケースが多々ございました。

あとは恐らく動物種によって申請書のボリュームが異なると思うのですが、シンガポール政府といたしましては、養殖魚類でホルマリン不活化のワクチンを上市する際には、基本的には人体への影響は軽微であるので、それほど大きい試験資料は求めない、毒性だとか残留に関することも無視できるというスタンスでございましたので、どちらかというところ早く水産用ワクチンは認可を取らせようというスタンスは感じられました。

野坂座長 有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 詳細にわたる御報告をありがとうございます。

3点教えていただきたいことがあるのですが、1つは開発に関わるコスト負担というところで、公的負担あるいは補助金なりというものがあるのか、あるいはあった場合はどんなものかというところをお聞かせいただけないでしょうか。ノルウェー等の場合は、輸出を前提に考えているということもあって、かなり国のサポートを重点的にやっています。これが国際競争力になっているということは広く知られていますが、ここは我が国としてどう対応しているか、現場の方の情報をお聞きしたいと思えます。

2つ目は、ワクチンの開発に時間がかかる一方で魚病は現場の問題なので、抗菌剤を一定程度使わないと、例えば魚が半分死ぬとか、あるいは全滅するというのが日常茶飯事の状況だと思えます。しかし海外輸出を見たときに、国際的に規制にすごく違いがあります。WHOの方向性があるのは分かっているのですが、一方で世界的には食糧生産もかなりの増産が必要を言う大きな問題も抱えているので、畜産業界は、畜産のほうは業界として「抗菌剤も必要なものは必要だ」という意思統一をして、主張しているということをお聞きしました。水産用の医薬品の業界でこのような意思統一とか話し合いとか、あるいは省庁へ規制のところに関して、各国を統一化してほしいというような申し入れを行ったことがあるのかということが2つ目です。

3つ目は、これは話の論点が少し違ってくるとは思うのですが、ワクチンの接種をするときは、浸漬ワクチンではなくていわゆる注射をするタイプでは、麻酔をしないといけなくて、そのとき現状で言うと、オイゲノールしか使えないというような状況の中で、実際はフェノキシエタノールを使っているケースが結構あるという状況を耳にします。何でこれはオイゲノールしか認められていないのかというところの情報があったら教えてい

ただきたいというところが3点目です。

以上、よろしくお願いします。

高野次長 御質問ありがとうございます。1点目の開発にかかわる経費については、私から御説明させていただきます。

ワクチンの開発につきましては、最も経費を要するのが野外試験、臨床試験です。期間がおよそ半年、長いものであれば1年の観察を要するのですけれども、例えばこれを受託機関に外注した場合は、直近で外注したもので言わせていただきますと、大体1試験で3,000万円から5,000万円、プラス弊社のほうの人件費が、何もしないわけにはいきませんので、人件費がかかってくるというところで、その部分が期間もかかるしコストもかかるというところで、なかなかメーカーが、市場が小さい魚種に対するワクチンを開発できないところがあるのかなと考えています。

期間はかかるのですけれども、コスト的なところで言いますと、例えば県の水産試験場の先生方に野外試験の実施を手伝っていただく等のサポートがありましたら、かなり企業としても負担が減りますので、そういったところで、産官学が一体になってできれば、もう少しスピードアップも含めまして、開発が進むのではないかと考えております。

福田アシスタントマネージャー 2番目の御質問ですけれども、水産用医薬品を扱う製薬業界として、抗生剤で反論するところは反論しようという動きがあるかどうかに関してです。現状では、特に動いてはございません。ただし、大手の水産養殖会社、特に輸出に力を入れようとされている業者からは、そういった御相談を受けているのは事実です。ですので、今後、そういった声が集まってくれば、業界全体として、水産薬に関連する製薬会社、現場の養殖会社とともに何らかの動きを起こすことも考えるべきではないかと思っております。

3番目の麻酔薬についてですけれども、残念ながら日本国内では、主成分がオイゲノールの麻酔剤しか承認販売されておりません。国内ではやはりこれだけありますが、他のより効果的な麻酔薬は、実は海外で上市されておりますが、それも弊社のほうもよく知っているのですけれども、今後、必要であれば、麻酔薬の新たな開発についても検討はすべきかと考えております。

野坂座長 有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 ありがとうございます。一点だけ確認をさせていただきたいのですが、ということは、開発コストに関しては、基本的に民間企業といたしますか、製薬メーカーの負担に現状ではなっていると考えてよろしいでしょうか。

高野次長 一部、農水事業で希少疾病の動物用医薬品の促進事業がありまして、申請をすれば公的な資金を使えるようにはなっているのですけれども、その事業につきましては、実際に販売した後に、事業費としていただいた分の半分以上収益が上がった場合は返金しなければいけないという制度になっておりますので、メーカーとしてはなかなか悩ましいところですね。ぶっちゃけて言いますと、事業申請をして、いろいろな経費、生産とか、き

っちり作らなければいけないというところで、そういったところでもメーカー側は人件費がかかりますので、トータルで考えますと、なかなか簡単には手が、助かっているところはあるのですが、ちょっと悩んでしまうところもあるということでございます。

野坂座長 恐れ入りますが、少し時間の関係がございまして、中島専門委員、簡潔に御質問をお願いいたします。

中島専門委員 御説明ありがとうございます。養殖の生産性を高めるためには、どうしても魚病対策が一番だと思っておりますし、その際、どうしても抗生物質薬剤を使わなければいけないというケースがあると思います。

ただ、輸出する際におきましては、御存知のように国によって対応が違いますし、特にアメリカにブリを輸出する際は、ある程度限られた抗菌剤、抗生物質ということで、なかなか先を一步進めないというのが実態なのですけれども、それにかわるような薬、ワクチン等があるのか、どうなのか。これから、養殖をする際にこういった薬を使えばいいかを1点教えていただきたい。

もう一つ、これから、輸出産業として、国産マグロの輸出がますます増えると思いますが、これを生産する、養殖する際のワクチンの開発、進捗状況といったことをちょっと教えていただければと思います。

野坂座長 時間の関係もございまして、長谷川委員もまとめて御質問をお願いいたします。

長谷川委員 私の質問は簡単で、5ページの図の中に薬事・食品衛生審議会と食品安全委員会が出てきますけれども、ここは外部の専門家に両方とも委嘱して審議しているのだと思われるのですが、シンガポールと比較して、シンガポールは全部役所の中で審査手続が完結しているのかどうか。一方、日本のほうは、時間がかかっている一つの理由が、外部の審議会に委嘱しているために時間がかかっているのかどうか。その点をお聞きしたいということです。

福田アシスタントマネージャー まず、中島さんからの御質問の最初です。米国等の輸出に向けた上で、新しい水産薬の開発にはどういうものが必要かということですが、特に輸出をターゲットに絞った場合は、3ページに記載していますが、例えばエリスロマイシンあるいはアンピシリンといった規制がかなり強い薬剤、この薬剤を使用しないと防げないような疾病をまずは早急に、その疾病に対するワクチンを開発することが急務ではないかと思えます。

具体的に挙げれば、例えばマクロライド系、エリスロマイシンですとレンサ球菌症が挙げられますし、アンピシリンになってきますと、レンサ球菌もあるのですけれども、広範囲には類結節症だとか、いろいろな他の病気もございまして。それらの薬剤を使わなくても防止ができるワクチンの開発が急務ではないかと思えます。

次に、マグロのワクチンの開発状況ですが、ここはなかなか、現状、農林水産省もかなり大きな取組として掲げられているとお聞きするのですが、弊社のほうも大変興味

は持っておりますが、いかんせんマグロは水槽の中で飼育することが大変難しいのです。ですので、科学的な検証、ワクチンの効果とか薬剤の効果を検証することがなかなか難しいということがありますので、まだまだ基礎的な開発段階かと理解しております。今後は、マグロの開発に関しましては、国や自治体の皆さんとも協力して早期開発を達成できればとも考えております。

次の長谷川さんからの御質問ですけれども、シンガポールの承認申請ですが、審議は全てシンガポール政府機関のAVAの専門家の方々の中で終始しております。

以上です。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、本議題については以上といたします。高野様、福田様、本日はありがとうございました。御退席をお願いいたします。

(共立製薬株式会社退室)

(東町漁業協同組合入室)

野坂座長 大変お待たせして申し訳ございません。

それでは、次の議題に入ります。

議題2では、水産養殖事業者からのヒアリングを行います。

本日は、東町漁業協同組合より、参事の山下様にお越しいただきました。

東町漁業協同組合は、鹿児島県出水郡長島町において、ブリを初めとした養殖業を、漁協自らが中心となって、地域一帯で取り組まれており、組合員への漁業指導から、養殖魚の加工、そして海外への輸出など、川上から川下まで、幅広く事業展開をされています。

今回は、東町漁業協同組合における養殖業の概要と、水産業全般に対する問題意識についてお伺いいたします。

それでは、山下様、時間が押しておりますので、恐れ入りますが15分程度で御説明をお願いいたします。

山下参事 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました鹿児島県の東町漁協の山下といます。今日は漁協の取組ということで、紹介させていただきたいと思っております。

資料に基づいて、輸出への取組という観点で、ここを中心に御説明させていただきたいと思っております。

資料をお開けください。御承知のとおり、うちは鹿児島県の最北端にございます。熊本県と県境ということで、人口1万人、水産業、それと、ジャガイモとか、農業も盛んな町でございます。本当は島だったのですけれども、昭和49年に黒之瀬戸大橋が開通しまして、半島となった。これを契機にブリ養殖、水産業も盛んになってきたという経緯でございます。

概要を申し上げますけれども、昭和24年の設立でございます。出資金、約6億5,000万円、事業内容は、販売から指導事業、経済事業の取扱いで約320億円の取扱いとなっております。主に販売事業ということで、このブリ養殖を中心にした形の販売事業を中心に展開

している。ブリが93億円でございますけれども、その他にアオサ、海藻とか、他の漁船漁業を足しまして、大体118億円から120億円の取扱い。あと、購買、加工とございますけれども、それは養殖に付随する事業ということで、取扱いをこのようにやっているということでございます。

私たちが一番中心に力を入れているのが、この指導事業でございます。いろいろと漁業調整とか、そういう件に関しまして、ここの指導事業が要となっております。漁協といたしましても、ここに職員を十数名入れまして、専門職という流れで、そういう共同漁業権とか、漁業の調整については、この指導事業を中心にした形で事業を行っている。経済事業ではございませんけれども、利益を取れる事業ではございませんが、ここを中心にした形で行っている漁協でございます。

組合員が大体380名、正規組合員、実際に漁業をやっている方が380名、准が250名、合計630名、役員が理事9名、監事3名、職員が87名とパートさん65名、加工場を持っていますので、従業員数150名弱ということでございます。

関連会社が、漁協では事業に拘束されるということでございますので、株式会社JFA、これは6次化ファンドを活用しまして、資本金7,000万円、ファンドを3,500万円使いましたけれども、昨年返納いたしまして、自社株とパートナー企業で7,000万円の株を保有している状況でございます。

次のページ、概要といたしまして、先ほど言った販売会社、このJFAという会社が、ブリ、魚だけではなくて、農産物、長島町の特産物も販売しようという狙いでございまして、水産、農産物、飲食業、ECサイトとか、ネット通販もやっておりますので、そういう事業を目的にした子会社を作った経緯でございます。今、ここに取扱いが2億5,000万円となっておりますけれども、もちろん、ブリ以外の漁船漁業の天然魚の海外輸出もこの窓口でやっている。それと、今年取扱いについては、既に5億円近くの取扱いということで、会社を開いた段階で急激に伸びている事業でございます。

次のページ、これも先ほど言ったとおり、JFAのECサイト、ネット通販もこのようにウェブサイトで「道の駅」という形で載っておりますけれども、そういうネット通販を通じた形で事業を行っている状況でございます。

5ページ、食堂部門もやっております。田舎でございますけれども、来客数2万1,000人と来ておりますが、今年は既に3万人を超しております。売上高が大体5,000万円ということで、地元の地魚を食べさせようということで、外部のお客さんに使ってもらおうということで、こういう食堂部門もやっている状況でございます。

6ページ、組合員の構成でございますけれども、従事者の年齢構成ということで、私たちの組合員は、先ほどは380名でございましたけれども、それに付随する若手が多くございまして、平均年齢は30歳から大体40歳ということで、結構若手が育っているということで、既に青壮年部という組織もございまして、後継者が、100名以上の部員が育っている。今年も新卒で12~13名、また若手が入っている状況になっております。ただ、全国的には

水産の漁業者が非常に高齢化しているということでございますけれども、私どもの組合員は、30代から40代の構成をしているという状況でございます。

7ページ、販売の取扱高ということで、先ほども言ったとおり、ブリがメインでございます。それと、漁船漁業、五智網とか、網漁業もございますので、そういう事業も含めて16億円。それから、海藻、アオサもございますけれども、これが9億円。失礼ですけれども、東北の震災のときに、福島南相馬市のアオサが獲れなくなったということも踏まえて、私どものところに生産が向いている状況で、去年は海藻がすごく高くなりました。ただ、ここも120名のアオサ業者がいますので、ここで大体1月から4月ぐらいまでの正味4カ月、5カ月で9億円の水揚げをしているということで、結構地場の産業にとっては非常にいい養殖業になっているという状況でございます。

輸出がここに載っておりますけれども、後でまた出てまいります、ブリの養殖の93億円のうち15億円、大体20万尾前後を輸出している。これはあくまでも冷凍ではございません。毎日エアで送っている生鮮部門の輸出の取扱いが15億円ということでございます。

8ページ、これはブランドの取組ということで、販売事業の取扱推移を出した数字でございます。平成21～22年に極端に落ちておりますけれども、このときに、2年続けての赤潮被害を被りまして、水揚げが極端に下がったという経緯でございますけれども、今は、先ほど言ったとおり、大体100億円前後を推移している状況でございます。

あとは、加工場を持っておりますので、平成10年にHACCPを取りまして、15年にはEUHACCPも取っております。それと、中国、ロシアということで、平成20年に輸出のそういう施設登録も取っているという状況で、今、29カ国に輸出している状況でございます。

9ページ、「鰯王」のブランドの取組ということで、先ほど私が説明しましたとおり、輸出に関しましては、昭和57年、ブリの対米輸出を開始しております。そのときにはHACCPを取っておりませんでしたので、HACCP認証を平成10年に取りまして、正式にアメリカでスタートしたのが平成10年ということでございます。

それと、ブランド名を「鰯王」という商標登録を取りまして、先ほど説明しましたとおり、EU輸出、ロシア、中国ということで、輸出を手掛けてまいりました。やっとEUも関税撤廃ということになりまして、オーストラリア産のヒラマサと戦っておりますけれども、そういう面を含めると、若干またEUのほうの取扱いが増えてきている状況でございます。

あとは、この取組にございますけれども、もうほとんどラウンド出荷がなくなって、ここに写真がありますとおり、業務用での3枚下ろしのフィレが増えてきているということで、これを年間100万尾加工しております。1日3,000本ぐらい加工場で切っている状況でございます。

それに併せて、24年に人工種苗導入の事業を開始。これも国の事業で養殖の実証事業をやっている。25年には総合加工場建設、この3枚おろしのフィレではなくて、消費者の末端に直接の加工品を作ろうということで、ブリ以外、他の漁船漁業の魚種についても、こういう加工場を造った形で商品化している状況でございます。

10ページ、ブリのことなのですけれども、うちには130名のブリ養殖業者がいます。生簀が2,170台、区画漁業権の免許を持っております。大体1経営体1万7,000尾、年間200万尾のブリを生産しています。先ほど言ったとおり、そのうちの20万尾前後が輸出という状況でございます。

130人を同じ方向に進めるには、漁協の力がないとなかなか難しいということで、これも平成17年にこの餌の確立、一つの均一した肉質を作ろうということで、オリジナル飼料を漁協で独自で造りまして、専門職を入れまして、設計も全て自分たちでやって、それを飼料メーカーさんで製造してもらっているという状況で、大体2万トン弱のオリジナル飼料を造っている状況でございます。

11ページ、そこに「鯺王」の取組で、安心・安全、これは言うまでもなく、トレーサビリティシステム、これについては、国がGAPを進める前から、私たち独自で養殖管理基準書を作って、そういう旨でトレーサビリティシステムについて、いち早く進めてきている状況でございます。

また、計画生産の取組ということでございますけれども、作り過ぎると相場が崩れるということでございますので、私たちは許可台数に応じた放養尾数を養殖業者に提案した段階で、きちんと売しやすい魚、ブリと、年間を通した形で200万尾体制だったら、ある程度安定した形で販売できるだろうという流れで、養殖業者に理解していただいた形で、割り当てた形で200万尾体制を維持している状況でございます。

12ページ、これから輸出など、いろいろとまた増やそうという計画でございますけれども、今、輸出の魚につきましては、大体年間を通して6キロアップの魚を作らないといけないという状況になっております。先ほど説明しましたとおり、育種開発、人工種苗を含めて、早期に大きい種苗を入れまして、年間を通して6キロの魚を安定した形で輸出するには、どうしてもこういうICTの生産管理システムを構築しようということで、国の革新的技術開発・緊急展開事業、これは3年で大体3億円の事業でございますけれども、水産総合研究センターと共同研究ということで、このシステムを進めております。今、試験段階に入っておりますので、正式には来年の4月からスタートさせようということで、こういう生産管理システム、生簀の中の魚のサイズ、もちろん尾数もですけれども、いつでもリアルで見られるような仕組みを作ろうということで、トレーサビリティシステムはもちろんのこと、体長計測とか、年間を応じた形で出荷をしなければいけないということで、サイズの確認をリアルで生簀の中が見られるようなシステムを作ろうということで、こういうシステム開発をして、養殖業者に理解をしていただいた形で進めようという形で進行中でございます。

13ページ、今、説明したことがここに載っております。私たちの組合は小規模養殖業者が1人ではニーズに応えられないということでございますので、130名の養殖業者が共同した形で取り組んでいるということで、漁協を中心にした形で生産、販売まで、このような取組をやっている。とにかく私が先ほど言ったとおり、指導事業が要となっております

ので、そういう面を含めた段階で、今、指導事業を中心にした形で先ほど言った生産管理システムの事業などを執り行っているということでございます。ここに種苗導入、種苗選定、育成管理、漁場管理、加工、販売まで、そういうものを漁協で、養殖業者と一体となった形で進めているということでございます。

それと、企業と連携ということで、効果的に、合理的に取引をやろうということで、できるだけ経費の節減もやっておりますけれども、将来的には輸出戦略が一番大事な項目になってまいりますので、これに力を入れようということで進めている状況でございます。

やはり私たちは漁協でございますので、漁協が漁業経営の浜を守るのだという目的で、経営管理、餌の供給、もちろん、行使料、販売手数料の軽減、付加価値を付けた販売等を進めているという状況でございます。

14ページ、輸出の取組ということで、加工場の写真を見ていただいておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

15ページ、輸出の取組ということで、平成12年からの取扱いが載っておりますけれども、先ほど言ったとおり、大体マックスで20億円弱の取り扱いということで、実際はアメリカの冷凍ブリのことも含めると、大体倍近く30数億あるのですけれども、これはあくまでも生鮮部門の取扱いということで、御紹介させていただきたいと思っております。

あとは海外輸出の取組ということで、先ほど説明したとおり、29カ国に輸出しているところでございます。今、メキシコにもやろうとチャレンジして、恐らく今年中に認可が下りれば、30カ国を超えるのではないかと考えております。

17ページ、海外輸出の取組ということで、今、言ったとおり、北米が、アメリカが中心に動いているという状況で、あとはEU、それから香港、東南アジア系に少しずつ伸びている状況でございますので、先ほど言ったとおり、人工種苗の育成とか育種はちゃんと確立しながら、こういうところに数字を増やそうという計画でございます。

最後になりますけれども、今後の輸出の展望ということで、地理的条件につきましては、非常に東京と離れておりますので、物理的にも不利な地域でございますけれども、私たちは小規模な養殖業者の集まりでございますので、小規模漁業者でも集団的な考え方もいろいろございますが、漁協がそこを取りまとめた形でやらないと、養殖業者はやっていけないということもございますので、そういう面を含めた形で取り組んでいるということでございます。

そういうことで、ブランドについては、養殖技術の統一、それから、生産管理体制の強化ということで、レベルアップが必要ということで、私たちは新しい事業展開ということで、常にポジティブな考えで進めている状況でございます。今までの漁協については、順風満帆で来た漁協ではございませんけれども、田舎にある漁協でございますが、地道にそういう形で、漁協の特異性を生かしながら進めている状況でございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

19ページ、先ほども説明したとおり、今後の輸出の展望ということで、どうしても人工

種苗を活用した形で、天然資源に依存しない持続可能な養殖、これも水産総合研究センターとの技術開発の下で、平成23年から取り組んでおりまして、大体養殖技術の確立は成功してきております。ただ、種苗生産がいまいちということで、今、これを鹿児島県に委託しまして、鹿児島県で40万尾体制を作っていただいて、それをできるだけ私たちが導入いたしまして、これを輸出のほうに向けようという計画でいるところでございます。

最後になりますけれども、輸出の展望ということで、先ほど言ったとおり、今、20万尾ぐらいですので、将来的に東京オリンピックに近づいてまいりますけれども、それを目標にした形で50万尾体制、さらには、長期的には200万尾生産体制のうちの100万尾を輸出に持っていこうという計画でございます。

あとは、国内市場ももちろんこういふことで取り組んでおりますけれども、ASC等の認証、マリン・エコラベルの取組も既にいち早く取り組んでおりますので、そういう認証を受けながら輸出に力を入れていこうという計画でございます。その点についても御理解いただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、東町漁協の輸出の取組というメインで御説明をさせていただきました。終わります。どうもありがとうございました。

野坂座長 山下様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。なお、御発言の際は、プレートは立ててくださいますようお願いいたします。

渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 どうもありがとうございました。

東町で大変意欲的に時代に先駆けた漁業へ取り組まれているお話をお伺いして、大変心強く思いました。

そこで、細かいのですけれども、2点ほどお伺いできればと思います。大変プリの輸出に取り組まれているということなのですが、13ページに企業との連携・協調とあります。効果的、合理的に対等な取引と書いてあるのを裏読みすると、何か余り合理的でもなく、対等でもない取引を、これまで御苦労してここまで持ってこられたというように読んだのですけれども、そういった御苦労をもう少しお伺いできればというのが1点目の質問です。

2点目に、株式会社JFAを作られて、6次化ファンドを使って株を買い戻したということは、多分、予定どおり非常に順調にJFAが大きくなってきたということで、これは喜ばしいことだと思うのですけれども、これまでのJFAの歩みを振り返って、できたこととできなかったことと言うとネガティブな言い方になりますから、もっとやりたかったことみたいなものをそれぞれ将来の抱負としてお伺いできればと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

山下参事 企業との連携ということで、いろいろと質問がありましたけれども、私たちはあくまでも協同組合ということで、独自で実際に輸出という事業としては、福岡空港の持ち上げで、そこからの乙仲業務とか、そういう面は全部企業にお任せしている状況にあ

るのです。ただ、そういう人材は私たちも持っていないし、将来的にはそういう高いレベルの人材を入れて取り組もうとはしているのですが、この輸出の関連については、為替の問題とか、いろいろな面がありますので、そういう点も含めると、企業と同じ提携した形でやらないといけないのかなというのは、十分心得ております。

私たちが言いたいのは、結局まず生産については漁業者、だから、育成管理、そういう面については漁協がきちんとやる。あとは、販売について、海外輸出とか、そういう面については、きちんとしたパートナー企業ではないですが、そういう企業との連携を持った形でやりたいということで、企業にお手伝いしてもらえるのは、そういう販売のほうにぜひお願いしたいなということで、そういう考えでこのように出している状況でございます。

JFAは25年に、まだ数年しか経っていないのですが、正直言って6次化ファンド、7,000万円の3,500万円をファンド活用したのですが、取扱いは順調に来ていました。ただ、6次化ですので、私たちもその事業だけするのではなくて、どんどん年が経つにつれて新しい事業展開をしなければいけないではないですか。それに余りにも縛られたファンドの活用だったものですから、自分たちで拘束されたようなところがあったもので、もう返そうということで、自分たちはオープンに新しいことに取り組もうということで、正直言って使い勝手が悪いということでお返ししました。

以上です。

渡邊専門委員 ありがとうございました。

野坂座長 花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

2点、質問させてください。1つ目が11ページ、トレーサビリティシステムというのがありますけれども、どのようなものなのか具体的に教えていただけますでしょうか。例えばパッケージにQRコードとかバーコードナンバーとかがあって、それをネットなどで検索すると、輸出先のそれぞれの国でもどこでどのように生産されたかというのが分かるようなシステムなのかなと思ってはいますけれども、詳しく教えていただけたらと思います。

もう一つが、最後のページの最後のASCのところですか。サステナブル、海外輸出で重要になってくるところで、ASCに取り組まれているのはすごいなと思うのですが、現状でのハードル、大変なところなどを共有していただけますようお願いいたします。

山下参事 トレーサビリティシステム、これは平成12～13年に私たちも量販店、実際、イオンさんとも取引しているのですが、そのときに、どうしてもそういうトレーサビリティシステムがないと、履歴がないと駄目だということで、そういうところからのきっかけで、自分たち独自で養殖管理基準書とか、餌は何を使っているの、いつ魚を入れたの、いつ薬品を使ったのとか、そういう履歴ができるような体制を作ろうということで、平成12～13年から進めている。ただ、バーコードとか、輸出のほうについてのそういうと

ころまではいいません。

ただ、履歴開示が速やかに出るようにやらないといけないということで、実際に養殖業者にパソコンを使わせて、日々、給餌の履歴とか、そういうものの含めた形でやろうとしたのですけれども、130名いますので、そこを管理するには、月1回、月末に締めまして、それを翌月の5日までに提出してもらって、今、こういうものは1カ月遅れで履歴ができているということで、そういうのではおかしいよねと。履歴開示がリアルで見えないということで、先ほど説明しましたとおり、ICTシステム、タブレットを養殖業者に持たせまして、日々、日誌の給餌の記録、投薬の問題とか、そういうものを全て含めた段階で、それを養殖業者ごとにタブレットで入力させまして、それを私たちがデータ管理して、漁協のほうで管理している。それがいつでも出せるようなシステムを作るという流れで、今、やっているところでございます。

先ほども言ったとおり、輸出についても6キロサイズの魚と私は言いましたけれども、アメリカから見れば、何でそんなに小さい魚が来るのと。日本は四季がございまして、小さいときもあれば大きいときもあるのですけれども、向こうは関係ないのです。だから、私たちはそれに応じた形で、とにかく年間を通した形で6キロの魚を作ろうということで、そういうものも含めてこういうデータ管理をした形で、もちろんこれもトレースの中に入っていきますので、そういう面を含めた形できっちりデータ管理した形で、そういう輸出展開にも役立てようということで、このシステムを入れたという経緯でございます。まだ輸出のバーコード化とか、それはまだやっていないということでございまして、それについては御理解いただきたいと思えます。

ASCは、正直言って、みなと新聞とか、お聞きしていたと思うのですけれども、今、鹿児島で1人、1カ所、それから、黒瀬水産で取ったという経緯がございしますが、私たちも今のところチャレンジしております。ただ、御承知のとおり、費用対効果もよく言われますけれども、経費が莫大にかかるということと、餌の問題、薬品の問題など、いろいろハードルが高いASCの取組でございまして、今、GSIという協議会を立ち上げまして、東町漁協、黒瀬水産、マル八二チ口、うわうみ漁協、尾鷲物産の5つで、このASCを認証するに至っての協議会を立ち上げて、将来、2年か3年かかるかもしれませんが、それに向かった形で、みんなで一緒になって取っていきこうという方向で、協議会を立ち上げたところでございます。

だから、私たちも何もやっていないというわけではございませんけれども、ただ、取りたいというのは山々であります。輸出するにはどうしてもこれをクリアしなければいけないということでございます。ただ、お金が非常にかかるということもございまして、できるならば、私たちはMEL、マリン・エコラベル・ジャパンの、今、国が推奨していますけれども、GSSIの承認をもらえるのであれば、それが取れるのであれば、私たちはそれに越したことはないなということで、両方に、そういう認証を取るという方向で進めている状況でございます。

以上です。

花岡専門委員 ありがとうございます。

アメリカに多く輸出されているというところですので、アメリカで認知されている養殖のエコラベル、BAPというものをお考えだったりしますでしょうか。ちなみにGSSIに認定されているものではありません。

山下参事 だから、結局マリン・エコラベルがGSSIの承認を取れるのであれば、そういうところまでいくのではないかと考えています。

花岡専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 大田議長、お願いいたします。

大田議長 ありがとうございます。

収益性を高く維持しておられるので若い人も入ってくる、という好循環を作っておられると思いました。私も鹿児島ですので、優れたモデルを伺って、大変嬉しく思いました。

質問は2点です。漁協によって、非常に積極的なところとそうでないところと二極化しているという印象があるのですが、東町漁協さんの場合、昭和50年ごろに何があったのか。非常に優れたリーダーがおられたのか、それとも漁業者が集まって何とかしなければいけないというようなことがあったのか、そこを教えてください。これが1点です。

それから、最後のページに、最終的な目標として「漁業者が漁業で生活ができる」と書かれています。これだけ輸出をし、いろいろなことをやっても、漁業では生活できない状態にあるのか、今、大体生活の何割ぐらいが漁業で賄える状態なのか、そこを教えてください。

山下参事 1点目でございますけれども、昭和50年代、ブリ養殖はすごく盛んだったのです。そのときにどんどん伸びまして、私もそのころ入社したのですけれども、そのときはすごくいい漁協だと思っていたのですが、作り過ぎ、生産過剰になりまして、平成6～7年ぐらいに物すごく究極に落ちまして、餌の問題とか、過剰生産になって、養殖漁協が全て駄目になった経緯がございます。

ただ、1つ言いたいのは平成21～22年に、赤潮に陥りまして、再生は駄目だという危機感を持ちましたけれども、そこで漁協が何とかしなければいけないということで、そのときに漁協できちんと生産者を守るために国の支援とか、ハード面とか、いろいろな支援を受けて、再生になって、今の漁協があるのだということを自負しております。だから、平成21～22年のこの危機を突破したということで、正直言って、生産者から漁協の評価が上がったというのが、今の東町漁協の経緯でございます。

今、赤潮のときの負債がまだ残っておりますけれども、何とかブリはブリで食べていける。それと、先ほど言ったアオサ、漁船漁業とかも、正直言って、高齢化した人は全部辞めていらっしゃると思いますので、ある程度漁船漁業と海藻のアオサ養殖とか、それで漁業で食べている方がほとんどでございます。だから、うちは半農半漁とかはございませんで、ほとんど漁業で生計をしているという状況でございます。

以上です。

野坂座長 有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 どうも御報告ありがとうございます。

3点ございまして、1つ目は、人工種苗の意義は非常に重要だと思っているのですが、これを拡大していく上での課題というものが、養殖の現場でどういうものがあるのかを一つ教えて頂きたいと思います。

2つ目は、日本の養殖において、東町漁協さんの取組というのは、皆さんお手本にしていると我々は認識しているのですが、これだけの小規模な養殖業者さんをまとめ上げていく中で、金融上、信用事業上の非常に難しい課題も、あるいは餌資金の問題なども抱えておられると思うのですが、この辺りの養殖業者さんに対する金融サポートはどのような形があるのか。あるいは、それはもう外部の金融機関がやっているのかというところを教えてください。

3つ目は、これは非常に単純ですけれども、私の知識が足りないのかもしれませんが、東町漁協さんの加工場はフレッシュの加工施設という印象だったのですけれども、先ほどのお話の中で、冷凍も同じくらい輸出をされているというところで、冷凍は冷凍加工企業さんに原料売りをされているのかというところを教えてください。

3点、よろしく申し上げます。

山下参事 1点目の人工種苗の今後ですけれども、今の取組といたしまして、有路先生は御存知だと思うのですが、人工種苗は9月から10月に採卵して、その孵化したものを、私たちは南種子漁協、種子島のほうの漁場で中間育成して、それを大体12月から4月まで。水温がうちと違いまして、そこで冬に大きく太らせようということで、できるならば、将来的には奄美大島でやっていただくのが一番いいのしょうけれども、クドアの問題があるからどうだこうだと言って、鹿児島県から嫌われるのですが、そういうものがクリアできるのであれば、まだ人工種苗の育成に関しては伸びるのではないかと考えています。

ただ、私たちもどうしても輸出を伸ばすためには、この人工種苗の取組がないとなかなか安定した輸出ができないということもございまして、その点を含めた段階で、できるだけ、先ほど言ったとおり、種子島とか、南のほうで飼わなければいけないというのが条件になってまいりますので、その点を含めた段階で、今後はそういうものをクリアしなければいけないのかなと考えています。もちろん、近大さんにも協力いただいておりますので、もしよければ近大さんも、奄美大島とか、いっぱいそういう場所を持っていちゃいますので、そういう研究もさせていただいて、できるだけ皆さんが使えるような人工種苗の取組をやっていただければ。私たちは自分たちだけ良くなるうとは思っておりませんので、ぜひ、その点についても御指導いただければと思っております。

養殖業者は21～22年に非常に危機に陥りまして、金融面については非常に厳しい状況でございました。私たちは系統機関でございます農林中央金庫さん、それから、系統の鹿児島信漁連、今、日本政策金融公庫、元の国民生活金融公庫さんとの連携、それから、民間

の相互信用金庫さんと、そういう地元の金融機関と連携しながら、お互いに漁業者の情報伝達をして、出荷計画とか、そういう資金計画を漁協で作りまして、資金繰りの面については、4つの金融機関に協力をいただきながら進めているということで、漁業者独自でそういう資金繰りなどをやっております。漁協できっちり、もちろん最終的には種苗の導入から餌の販売、魚の販売まで、全て漁協で一貫しておりますので、金融面のお手伝いも、資金繰りについても、全て漁協である程度やっている状況でいますから、漁業者がついてきている状況でございますので、その点についても御理解いただきたいと思います。

輸出の件でございますが、有路先生、御存知だと思うのですけれども、COの処理について、私たちも国内販売できない、それとEUHACCPを持っておりますので、そういう工程の作業ができないということもございまして、あくまでも委託ということで、原料だけそういう製造するところに販売している状況で、だから、輸出の取扱いには、正直言って、この取扱いは載せておりません。そういう面を含めて、本当にこのCOにかわる販売ができるのであれば、私たちもそういうものをどんどんやりたいと思っておりますので、何かそういうものを国のほうで是非やっていただければと思っております。

以上です。

野坂座長 では、最後に金丸議長代理、お願いいたします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

困難を乗り越えて、現状の発展まで持ってこられた御努力に本当に敬意を表したいと思います。そのうまくいっていらっしゃる東町漁業協同組合の中における事業承継がもしあったときの考え方ですね。そして、新規参入の方に対する考え方、この2つをあわせて御説明いただければと思います。

山下参事 事業承継は漁業者の事業承継でよろしいですか。先ほど言ったとおり、これは私たちの今後の計画ですけれども、今、ICTのシステムを入れました。それで、データ管理、育成管理をきっちりやらせて、あとは、養殖業者の技術を伴うことでございますので、130人のうちの私たちも金融機関と同じで自己査定、ちゃんとABCDE管理をやっています。だから、DE管理の方は今後やれるのか、本当に技術が伴うのかということもございまして、こういうシステムをやって、いい人の参照になるようなことで、もしここでうまくいくようであれば、事業再生はさせていいなということを思っております。

ただ、もうここ2～3年、技術が伴わないと、ここまでやってやれないということであれば、もう選択してもらおう。そういうことについては、今、事業展開をうまくやっている人に、債権が残りますけれども、債権カットしてでもいい人に継承してもらおうとか、そういう方向であります。

ただ、今、養殖業者は相当の設備などがかかりますので、なかなか新規で承継する人はいらっしゃいません。ただ、後継者をうまくしていただいて、これを継続させるという狙いで、漁協としては取り組んでいる状況でございます。

以上です。

金丸議長代理 ありがとうございます。

野坂座長 それでは、本議題については以上といたします。

山下様、本日はありがとうございました。どうぞ御退席をお願いいたします。

(東町漁業協同組合退室)

(全国まき網漁業協会入室)

野坂座長 それでは、次の議題に入ります。議題3では、沖合・遠洋漁業団体からのヒアリングを行います。

本日は、全国まき網漁業協会から副会長理事、成子様にお越しいただきました。

成子様には、持続可能な漁業を実現するために大中型まき網業界で行われている資源管理の現状や課題等についてお話しいただきます。

それでは、成子様、10分程度で御説明をお願いいたします。

成子副会長理事 御紹介をいただきました、全国まき網の成子でございます。

お手元にまき網漁業の資料が入っておりますので、それで説明をさせていただきます。

まず、まき網漁業の状況をお知りいただきたくて、このような資料をつけさせていただきました。ここにございます資料3の最初の図でございますけれども、大体全国のまき網の中で多いのは1そうまき網というものでございまして、ちょうどカーテンのような網を入れまして、底を絞って魚を漁獲するという漁法でございます。

2ページ、大中型まき網漁船団数の推移というものを載せさせていただいております。実は、大中型まき網を対象とします魚種、これはイワシ、アジ、サバ等、非常に多獲性ではございますけれども、資源変動の激しい魚種でございます。後ほどまたグラフが出てまいります。こういう魚種を対象としているということで、船団数というものが適正な規模になるかどうかというのは非常に大きな課題になってございます。ここにございますように、平成元年、185船団ございました。このときはイワシが400万トン獲れておりました時代でございます。それを受けて、185船団があったというところでございます。その後、国の構造再編等の支援事業も受けまして、適宜、船団の削減に私どもは努めてまいりました。直近で行きますと、61カ統、ここまで大きく船団の数を構造再編してきたというところでございます。

下の漁獲量の推移のところ、TAC種がこれだけの割合があるよということで表してございますけれども、先ほど述べましたまき網の大きな対象魚種でございますイワシ、アジ、サバ、それから、スルメイカ、クロマグロ、これが実は、全てTACの対象魚種でございます。まき網のかなりの漁獲の部分がTAC対象魚種で数量管理が行われているという現実でございます。

3ページ、今、申し上げましたとおり、船団数については、約3分の1まで減らしてきたところでございますし、もう一点は、従来5隻体制、ここにございますような網船と呼ばれるものから探索船、運搬船、5隻体制であったものを、現在、2隻体制への移行を進めてございます。これによりまして、5隻の51名体制が2隻の32名体制まで縮減ができて

きているというところでございます。

従いまして、統数の大幅な減もでございますし、また、このような船団縮減の取組も併せて行っているというところでございます。ちなみに、私は全国まき網の所属ではございませんけれども、実は全国まき網というのは、各海区のまき網の組織の全国団体でございます。私そのものは北部太平洋と申しまして、千葉から北海道の太平洋域、日本で最も生産性の高い海域でございますが、ここのまき網連合会を仰せつかっている者でございます。この北部まき網におきましては、北部太平洋海区だけで操業する船が26力統でございますけれども、26力統のうち、既に23力統が、この2隻体制への移行を済ませているという実態でございます。残り3力統でございますが、3力統のうちの1力統についても、現在、移行の準備をしている段階でございます。ほぼ、この2隻体制への移行が完了している状況でございます。したがって、船団数、それから、使う船の大幅な削減をここまでやってきたということを御理解いただければと思います。

4 ページ、先ほど申し上げました多獲性浮魚と言われますイワシ、アジ、サバ。まき網が獲るわけではございませんが、サンマ、ニシンといったものも含めて、資源変動の激しさを表したグラフを載せてございます。これをご覧いただいて、イワシにつきましては、数十年単位で大幅な、大きな山ができていのがお分かりになるかと思います。また、イワシの山とずれるような形でサバの山がございまして、アジの山がございまして、サンマの山もございまして。資源学者の皆さんのおっしゃるの、サンマ、アジは暖水性の魚であって、これが減ってくるとサバが増えて、その後にイワシが大きく増えるというようなことをおっしゃる資源学者が非常に多いというところがございます。これをご覧いただいてお分かりのとおり、冒頭申し上げましたとおり、非常に資源変動の激しい魚種を対象としているのがまき網ということでございます。

5 ページ、ここの表題に書いてございまして、海区別の漁獲割合が非常に大きく変動する特性を持っておりますよということを言っております。これは何かといいますと、それぞれの年次におきまして、主要な漁場が大きく変わる可能性があるということを述べさせていただいているところがございます。ちなみに、煉瓦色の大きな割合を占めるところが北部太平洋海区というところがございます。北部太平洋海区の生産性を御理解いただけるかと思います。

6 ページ、三陸、常磐沖漁場におけるサバの盛漁期の漁場形成パターンの変化というものを載せさせていただいております。実は、先ほどのグラフにございまして、昭和50年代後半がサバのかつてのピークでございました。再びこの平成25年半ばから、サバの資源が非常に好調になってきております。そのかつての50年代の漁場の変遷と、現在の漁場の変遷がどうなっているのかということをごここに表してございます。

まず、図をご覧いただきますと、八戸沖が9月から11月で始まりまして、銚子沖、これが12月から1月ということで、漁場がそれぞれ点々としているのがこれで御理解いただけるかと思います。それに対しまして、平成28年をご覧いただきますと、11月にいきなり

三陸沖に現れまして、その後、あっという間に南下をいたしまして、常磐沖に12月から4月まで漁場が形成される。非常に大きな漁場形成のパターンが変化をしているのがお分かりになるかと思えます。

参考になるかと思ひまして、表面水温の海水温図を載せてございます。これで見たいのは、10月の海水温図なのですが、10月といいますと、大体八戸沖で好漁場ができる時期でございました。左側の昭和50年代後半の水温図をご覧くださいますと、津軽半島のところ、津軽海峡のところから、太平洋側にぽこっとこぶのような形で突き出た水温帯の部分がございまして。どうも船頭さんにお聞きをすると、日本海から津軽海峡を通して入ってくる潮の流れが大きいと、八戸に非常にいい漁場ができるというお話を聞いております。これを平成28年のこの図をご覧くださいますと、津軽海峡から入ってくる海流はございませぬ。むしろ南からの黒潮の温かい水が沿岸寄りにずっと八戸を北上しているというのがお分かりになるかと思ひます。恐らくこういった水温変化、もう一つは、東日本大震災で大きく海の状況が変わっておりますので、こういった部分も含めて、現在、このような大きな漁場変化が起きているのだらうと思ひているところでございます。

7ページ、これは水産研究教育機構が発表しておりますサバの太平洋系群の分布・回遊図でございます。これをご覧になってお分かりのとおり、日本近海に主産卵場がございまして、索餌場、いわゆる生育場と申しますか、未成魚が大きく育っていく場所は、日本の沖合域にあるというのが、ご覧をいただけるかと思ひます。

ただ、資源が大きくなってまいりますと、どうしても日本の200海里の外にサバの資源がはみ出します。実はこれを狙って、右側の図をご覧くださいますと、200海里ラインの外側にびちっと点々が入ってございまして、これが中国漁船の視認図でございます。これは公海ということでございまして、中国漁船は今のところフリーで漁獲を行える状態にあるというのが、これを見てお分かりになるかと思ひます。資源管理、我々、しっかり取り組まねばいかぬと思ひしておりますけれども、その一方で、公海にはみ出た水域の資源について、中国は獲り放題に獲っている。ここをまずはしっかりと管理をしていただかないと、資源管理の実が上がらないのではないかとということで、こういった図をお示した次第でございまして。

続きまして、最後のページになりますけれども、北部太平洋まき網漁業におけるサバ類の試験的IQ管理の流れということをご載せさせていただきます。私ども、国等の指示を受けまして、もう既に4年目に突入をいたしました。IQの試験管理ということでございまして。1年目につきましては、非常に限られた、限定された船について、国がIQを船ごとに設定をして、IQの試験実施をする。2年目以降は、漁業者の話し合いでIQの運用を決めてよろしいということで、全船参加型にかわりまして。実は1年目でどういう問題が生じたかと申し上げますと、IQの試験実施をした船としていない船で、漁獲量の差に2割以上の差が出てまいりました。そのIQの試験実施をした船のほうが、遥かに漁獲量が少ないという現状が起こりました。これは何かといいますと、漁業者の意識の中に、とにかく超え

てはならないという意識が余りに強過ぎて、この部分の漁獲が非常に抑え目になってしまったということではないかと思っております。

ただ、漁業者の話し合いによって管理をしていくといいましても、私どもの中では、オーバーすれば全量没収、全金額没収という非常に厳しい措置を設けておりますので、それはそれで非常に厳しいのですけれども、自分たちでしっかりと管理をしていくという意識が熟成していくことが、資源管理の実を上げる意味では、非常に重要なのかなと考えているところでございます。

連合会の下で、皆さんが話し合いをして管理を決めていくというやり方になりまして、3年間が経過をしたというところでございます。どういうシステムでTACを決めているか、IQを決めているかというのが、こちらのチャートでございます。国のほうから実施要領というものが示されまして、それに基づいて、連合会が実施計画を策定いたします。ただ、それぞれのIQの具体的な数値につきましては、その下にTAC委員会というものを設けておりまして、ここで話し合いをして決めていくことにしてございます。

このTAC委員会はどのような組織かと申し上げますと、各県のまき網代表とございますけれども、これはまき網漁業者、実際に申し上げますと、経営者ということでございますが、経営者の代表の方に入ってください。そして、また、研究者の方にも入っていただいております。どうしても資源管理、経営的な部分だけが入ったらまずいものですから、研究者の方たちも入っていただいた上で、TAC委員会というものを構成させていただいているというところでございます。毎月TAC委員会は開催をしております。

その際、各県のまき網の経営者の皆さんの御意見はもちろんですけれども、産地魚市場、あるいは加工場の皆さんの意見も併せて提出していただくようにしてございます。従いまして、漁業者だけのTAC委員会ではなくて、魚市場、加工業者の皆さんの、そういった関連業界全てを網羅する形で御意見をいただいて議論するというやり方を取ってございます。

そこで何を決めるかといいますと、ここにございますけれども、実は、月別割り当て数量とございます。月ごとに何トンまで獲りましょう。逆に言いますと、何トン以上は獲ってはならないという決め方をしてございます。

その他に、自主管理措置とございますけれども、例えば加工場がこれ以上持ってきてもらったら困るという状態のときには、それは漁獲をセーブすることを考えないといけませんので、一晩に網を入れる回数を2回だけにしましょうとか、あるいは、操業の開始時間を17時以降にしましょうとか、そういう操業時間をセーブする、あるいは操業回数をセーブする。こういうようなきめ細かい措置を採らせていただいているというところでございます。

ちなみに、現在1月から3月までは3カ月IQということで、試験実施をしてございます。実はこの間だけで3カ月のIQということで決めさせていただいております。ただ、各船の状況を見てまいりますと、ほぼ満限に獲っている船もあれば、まだ半分にも達していない船もあるというところでございまして、船間格差は非常にあるのが現実かなと思っております。

ます。片方では、TACという資源をしっかりと有効活用するにはここまで獲ってもいいよという数量を国からいただいているわけですから、このTACを精いっぱい活用するのが、我々の使命かなと思っております。そういうことを考えますと、獲り残し部分をいかにみんなでもた有効活用していくかということを考えますと、このTAC委員会の下で決めている現在のIQの試験実施というものは、ある意味、日本型IQとして、私は非常に有効に機能しているのではないかと考えているところでございます。

非常に雑駁ではございますが、私からの御説明は以上とさせていただきます。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

花岡専門委員、お願いいたします。

花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

幾つか質問させていただきます。漁獲量が増えたり減ったりですとか、資源変動が激しいとか、漁場変化が起きているとかという環境由来の原因を幾つか挙げていただきましたけれども、日本の周辺海域で魚が減っていつてしまっているところの理由として、人的な要因、獲り過ぎてしまっているとか、開発が進んでしまっているとか、そういうところは感じていらっしゃるのかどうかというところが1点です。

それに関連するのですけれども、例えばまき網で獲られた小さいサバをアフリカ諸国に輸出して、自分たちが食卓で消費するような大きいサバはノルウェーから輸入しているという現状がありますけれども、こういうところについて、まき網漁業者たちを取りまとめられている団体としてどのようにお考えなのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

成子副会長理事 まず、漁獲の影響はという御質問だと思いますけれども、もちろん、かつてはそのような実態があったかと思えます。ただ、TAC制が導入されて、その下でしっかりと私どもは資源管理をしてきたというつもりでおります。そういうことを考えますと、過去の失敗を十分反省をした上で、そのTACを確実に守っていくということで、現在、資源管理に取り組んでいるということで御理解をいただければと思えます。その一環として、冒頭申し上げましたとおり、船団数が3分の1間で減ったというところに表れているのではないかと考えております。

小さなサバを獲るのはいかなものかという御質問だったと思えますけれども、実は、現在のサバの漁獲の主体を占めておりますのが、2013年生まれというサバでございます。これは今年で5歳魚になります。5歳魚なのですが、実は400グラムあるなしでございます。これは資源研究者が全部調べておりますので、間違いのないところでございます。なぜかといいますと、餌不足ではないかというのが、資源研究者の言葉でございます。

実は、サバのほかにイワシも非常に資源が増えつつございまして、サバとイワシが急激に増えてきますと餌不足が生じるのかなというのが、正直なところでございます。私どもも決して小さなサバを獲るのを良しとはしておりません。正直、先ほど申しましたTAC委員

会の中では、漁業者のほうから今まで獲っていたサバよりもさらに小さくなったから、もうそろそろ抑えるかというような意見が出てくるような実態でございます。そういう意味では、決して私どもは好んで獲っているわけでもないし、そこはしっかりと管理を今後ともしていきたいと思っております。

花岡専門委員 ありがとうございます。

関連して1つだけ、先ほどサバとか、イワシとか、すごく増えてきているから餌がなくなっているのではないかとおっしゃいましたけれども、前回サバやイワシが増えたときは、すごく魚体が小さかったとかという記録はあったりするのでしょうか。

成子副会長理事 資源研究者によりますと、昭和50年代半ばにサバのピークがございましたけれども、あのころは成長が遅かったということをお聞きしております。

花岡専門委員 ありがとうございます。

野庭座長 では、有路専門委員、お願いいたします。そして、本間専門委員に御質問をいただいて、最後とさせていただきます。

有路専門委員 御報告ありがとうございます。

4つ質問がありまして、簡単なものが多いのですが、1つ目は、IQがもともと国の主導で行われていたもの、現在、自主規制という形になっているという点です。自主規制であったとしても非常に効果が出るようなものはたくさんありますし、国がやらなければ自分たちでやるという話で非常に素晴らしいことだと思うのですが、なぜ結局自主規制になっているのかということ、御存知の範囲で教えていただきたいということが1つ目です。

2つ目は、IQの割り当てをTAC委員会で行うと御説明されていますけれども、この割り当て根拠はどういうものなのかということをお聞かせいただければと思います。この調整で大変な思いをされていると思いますが、この内容を教えていただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、なかなか法的に難しいと思うのですが、いわゆるクォーターの売買、つまりITQのほうですね。この辺りに対してどのようにお考えなのか、3つ目に教えていただければと思います。

4つ目は、よく言われていることになります。レジームシフトの視点からは、小型浮魚類というのはそれにどう対応するかということで、TACでかなり努力もされてこられているというのは分かります。一方で、よく言われている資源回復の元となるサバの卓越年級群を獲ってしまったという指摘に対して、卓越年級群が発生したときに対する対応というのが現状どのように行われているのかということをお聞かせください。

以上です。

成子副会長理事 まず、なぜ自主規制でやっているのかというお話でございますけれども、その時々漁況の状況というのは、毎年同じではないわけですが、例えば秋サバのシーズンのことで申し上げさせていただきますと、かつては8月後半、9月から秋サバの漁が

始まっておりまして。ところが、サバがなかなか南下をしてこない。実は、どこにいるかというのが、今、非常に大きな謎なわけですが、なかなか南下をしてこない。この数年を見ておきますと、どんどん毎年毎年遅くなっていきます。

かつては、2～3年前は確か10月半ばにはもう漁場ができておりましたけれども、昨年ですと、11月を回らないとサバの漁場が形成されないというような状況でございまして、漁況というものは大きくそのときの海況等にも影響を受けますし、毎年同じではないというところがございまして。そういったものに臨機応変に対応していくということを考え合わせますと、国から一方的に規制を受けるやり方ではなくて、その時々に応じて自分たちで話し合いをして、獲り方を決めていくということのほうがメリットが大きいのではないかと考えているところでございます。そういう意味では、私、先ほど申し上げましたとおり、これは日本型IQと呼んでもいいのかなと考えておりますけれども、日本型IQのメリットはここにあるのかなと考えているところでございます。

各月の割り当て根拠というところでございますけれども、これは今、申し上げましたとおり、恐らくここで漁場ができればこれぐらいの量になるのではないかとこのところを漁業者の皆さんとよくよく協議をした上で、決めさせていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、サバの漁場というのは、半年ぐらいが精いっぱいございまして、あとはぼつぼつ獲れるものだというところでございますので、その半年間の月別をどうしっかりと決めていくかということがポイントになるかと思っております。そういった意味で、加工屋さんの御意見もいただきながら、最終的には割り当てを決めるということにしております。加工屋さんからは、この月、どうしてももっと原料が欲しいとかというような御要望も実際に我々TAC委員会でいただいておりますので、そういう御意見をいただいて、割り当て根拠を議論していくというところでございます。

ITQ、クォータの売買はどうかという御質問でございますけれども、実は、月別IQにするというメリットは、その月で、月間で獲れる最大量をここまでにしましょうということで決めておるわけでございます。各船団で当然消化率が違いますので、獲り残しが多く出てまいります。その獲り残しが出た部分は、翌月にまたそれをうまく使っていこうというのが、この月別IQのメリットかなと考えております。獲り残しを有効活用できるという意味においては、日本型IQは非常にメリットが大きいと思っております。

従いまして、このやり方をしておりますと、特にクォータの売買がなくても、十分対応できるということで、今のところ、売買してほしいというような御要望は上がっていないというのが実態でございます。

卓越年級群が出たときの対処法をどうするのかという御質問でございます。実は、水研機構はそういうことも含めた上でTACの数量を決めていると理解しております。実際、小型魚が多く出たときには、TAC数量は、その分、1匹当たりの重量が減りますので、TAC数量は減ります。したがって、私どもはそのTACをしっかりと守るということで、卓越年級群の保護というものは併せて実施できていると考えております。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、小型のサバが出てきて、値段も非常に暴落するようなときには、むしろ漁業者から、これは漁を切り上げたほうがいいよねという意見が、もう既に出るような体制になってきた。そういう意味では、漁業者の意識改革が相当進んできたのかなと考えております。

野坂座長 本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 有路専門委員の3番目の質問とほぼ同じなのですが、ITQの導入に関して、今の漁業者の意見は御説明いただいたのですが、もし消化できない部分が翌期に例えば没収になるということがあれば、当然それは目いっぱい獲ろうとするというモチベーションが湧くわけですし、そうすると、そういうシステムがずっと続いていくことによって、不効率は起きてくると思うのです。

ですから、そこはもし割当が売買できるのだったら譲ってしまって、財力と生産性が高いところに割り当て量を移していくということのほうが、理論的には望ましいと思います。導入のプロセスの問題点はあるにしても、現場では、今、不満はないよということは分かったのですけれども、御自身としては、例えば将来的にはITQのような制度に移行するということを望ましいと考えておられるのかどうか。その辺りについてお聞かせください。

成子副会長理事 先ほど来申し上げておりますけれども、船団ごとの消化能力の差があるということは事実でございまして、おっしゃるように、その部分はITQにして移動させたほうが無駄はないのではないかという御質問だと思いますが、まさしくそういう部分はあるかと思います。ただ、現在やっておりますような形で、無駄が出た部分を次期の部分で持ち越して、そこでまたみんなで利用し合うというやり方をしているものですから、今のやり方をやっている限りにおいては、なかなかトランスファラブルしないといけない部分が出てこないのかなと思っております。

野坂座長 それでは、本議題については、以上といたします。

成子様、ありがとうございました。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回の日程につきましては、調整の上、後日御連絡いたします。

野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。